

第 1 章 緑の基本計画について

第1章 緑の基本計画について

第1節 緑の基本計画とは

(1) 計画策定の経緯

緑の基本計画は、都市緑地法第4条に規定されている「緑地の保全及び緑化の推進に関する基本計画」で、都市公園の整備や民間施設などを対象とする都市緑化の推進、緑化活動への市民参加の促進などを含んだ緑に関する基本的な方針を定めるものです。

本市では、2001（平成13）年6月に「盛岡市緑の基本計画」を策定しました。2010（平成22）年12月には、計画中間年次での見直しと合わせ、旧玉山村との合併による対象範囲の拡大と関連計画との整合を図るため一部改訂を行いました。

今回は、2020（令和2）年度を目標年次としていた「盛岡市緑の基本計画」について、社会情勢の変化や都市公園法の改正などにもとない、計画の改定を行うものです。

(2) 計画改定の目的

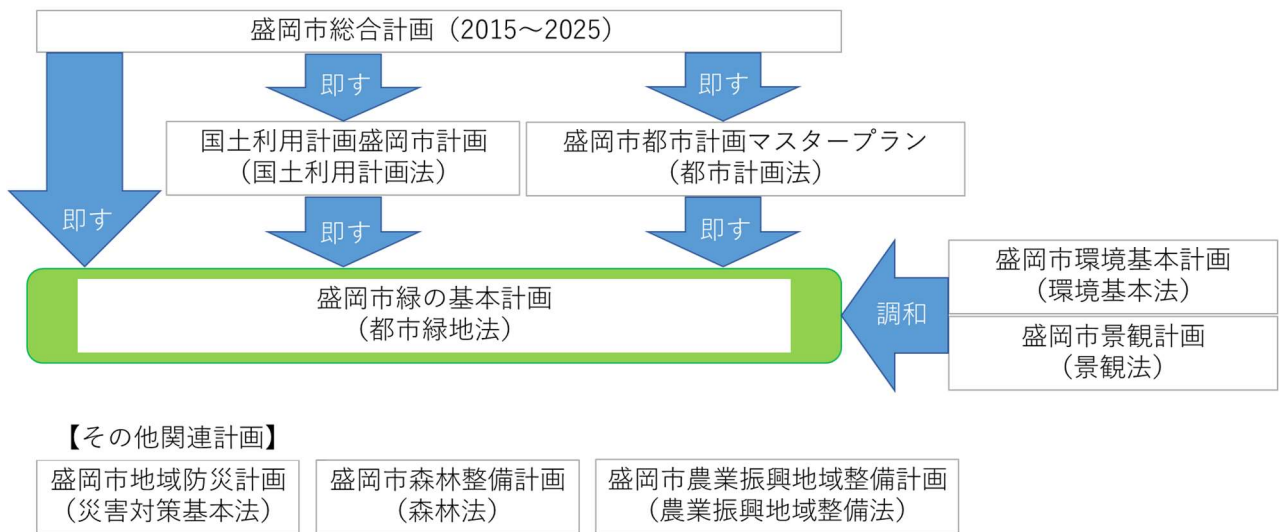
本市は計画を進める中で、公園や街路樹などの整備やハンギングバスケットを軸とする花と緑のガーデン都市づくり事業を進めてきました。その結果、緑の整備の目標の一つとしていた一人当たりの都市公園等面積 12.0 m²以上を達成しています。また、市民や民間団体の皆様とともに公園の活性化について考え、実際にイベントを開催するもりおか公園活性化交流広場や公園活性化プランなど市民協働の取り組みを重点的に行いました。2017（平成29）年には、都市公園法の改正により建蔽率などの制限が緩和されたため、民間活力を活かした公募設置管理制度（Park-PFI 制度）を導入し公園整備を行ってきました。

しかし、本市は少子高齢化や人口減少などの社会情勢の変化にもとない、公共投資余力が減少し、公園や街路樹など緑の整備に対して、十分に財源を充てることが厳しい状況となっています。

そのため、今回の改定では、高度経済成長期のような行政主体の緑の「量」的な確保から、今ある緑の「質」を高めること、つまり“緑が持つ多くの機能”を十分に発揮できる状態にすることを目的とし、緑の基本計画の改定を行います。

（３）計画の位置付け

本計画は、都市緑地法の規定により、上位計画である「盛岡市総合計画」や「国土利用計画盛岡市計画」に即し、「盛岡市都市計画マスタープラン」に適合し、また、「盛岡市環境基本計画」及び「盛岡市景観計画」と調和した内容とする必要があります。その他関連計画としては、「盛岡市地域防災計画」、「盛岡市森林整備計画」、「盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画」、「盛岡市農業振興地域整備計画」等が挙げられます。



（４）計画の対象と人口規模（フレーム）

①計画対象区域

本計画の対象区域は、行政区域全域（約 88,647ha）とします。

②人口規模

	現在 2020（令和２）年	中間年次 2025（令和７）年	目標年次 2030（令和12）年
人口規模	290,866	281,820	271,739

※中間と目標年次の人口規模は 2015(平成 27)年 10 月策定の盛岡市人口ビジョンの人口推計とする。

用語解説

※盛岡市総合計画（→P90）、※国土利用計画盛岡市計画（→P87）、※盛岡市都市計画マスタープラン（→P90）、
 ※盛岡市環境基本計画（→P90）、※盛岡市景観計画（→P90）、※盛岡市地域防災計画（→P90）、
 ※盛岡市森林整備計画（→P90）、※盛岡市農業振興地域整備計画（→P90）、
 ※盛岡市自然環境及び歴史的環境保全計画（→P90）

第1章 緑の基本計画について

（５）計画の期間

本計画の期間は2021（令和3）年度から2030（令和12）年度までの10年間とします。
また、2025（令和7）年度に中間評価を行います。

（６）緑の定義

計画の対象となる「緑」は、樹木や草花のみを対象とするのではなく、それらを含む周辺の土地や空間も対象とし、公園緑地、農地、樹林地、河川・湖沼などの公有地、民有地、民有林を含む広義なものとしします。

第2節 緑の機能

緑はわたしたちの生活において様々な機能を有しており、市民の暮らしに潤いと安らぎを与えてくれます。また、盛岡市の緑のまちづくりを進める上では、自然災害などの課題の対応策として、社会資本整備や土地利用などのハード・ソフト両面において自然環境（緑、水、土、生物等）が有する機能を活用し、持続可能で魅力ある国土・都市・地域づくりを進める“グリーンインフラ”の考え方を取り入れ、以下の機能の観点から施策を検討しています。

（１）「都市環境の保全」の機能

緑は都市の骨格を形成する自然環境を構成しています。また、二酸化炭素の吸収や大気の浄化などの作用を有しており、温暖化の防止やヒートアイランド現象の緩和に役立ちます。夏季には、屋外で心地よく過ごすことができるクールスポットの創出など市民の快適な生活環境を支えています。

（２）「健康促進・福祉増進」の機能

緑は心身にやすらぎを与え、ストレスを軽減し、精神的な充足感を与えてくれます。公園緑地などは、日頃の散歩や運動、子どもの遊びや子育ての場として利用されています。また、子どもから高齢者まで幅広い年齢層による市民の健康づくりの促進や福祉の増進に役立っています。

（３）「レクリエーション」の機能

緑は自然と親しむふれあいの場や自然学習の場、スポーツなど様々なレクリエーションの場を提供してくれます。

（４）「景観形成」の機能

斜面緑地や河川などの地形の緑、公園緑地や街路樹などの都市の緑は、季節に応じてまちに彩りを添え、緑豊かで潤いを与えるなど美しい景観を形成する重要な役割を有しています。また、盛岡城跡公園などの歴史文化を反映した緑は、地域のシンボルとして個性ある景観を形成する役割を有しています。

（５）「生物多様性の確保」の機能

森林や水辺などの緑は、動植物に生息・生育空間を提供します。また、街路樹や川などのまちなかの緑は生きものの移動のための回廊となるなど、緑は都市における生物多様性の確保に役立ちます。

第1章 緑の基本計画について

（６）「防災・減災」の機能

公園緑地などのまとまった緑やオープンスペースは、火災時の延焼防止帯や災害時の避難場所としての役割が期待されます。また、森林や丘陵地、街路樹などの緑は、降水や融雪水などの土壌への浸透を促進するとともに、土砂流出や崩壊を防ぐなど、市民の安全安心な暮らしを支える重要な役割を有しています。

（７）「地域活性化・地域コミュニティ醸成」の機能

公園緑地などの緑は、様々なイベントの舞台となり、交流人口の増加による地域の振興や活力につながり、地域経済の活性化や賑わい創出の役割を有します。また、公園愛護会などの維持管理活動や地域に密着した緑化活動は、ひととまちを結び、共助意識の向上や地域コミュニティの醸成につながります。



盛岡城跡公園（岩手公園）



開運橋花壇

第3節 緑を取り巻く社会情勢の変化

（１）人口減少及び少子高齢化の進行

わが国の人口は、2000（平成 12）年をピークに減少傾向にあります。本市においても例外ではなく 2000（平成 12）年の 302,857 人から 2015（平成 27）年には 297,631 人と減少しており、今後も長期的に減少することが予想されています。

また、盛岡市人口ビジョンによると 2040（令和 22）年には本市の生産年齢人口割合（15～64 歳）が 54.0%、老年人口割合（65 歳以上）は 36.6%となり、65 歳以上の高齢者 1 人を約 1.5 人で支えたと予想され、さらなる社会保障費の増大が予想されます。

（２）公共インフラ老朽化の進行と公共投資余力の減少

わが国では、高度経済成長期に集中的に整備された公共インフラの多くが改修や更新の時期を迎えています。今後、既存施設の改修や更新に係る費用の増加、繁茂しすぎた樹木や寿命を迎えつつある樹木の更新などが見込まれており、計画的かつ持続可能な施設管理が求められています。

また、少子高齢化等に伴う社会保障費の増大により、緑の施策に対する公共投資余力が減少しているため、緑の量的確保からの転換が求められます。新たな緑の創出については、緑の質を高めながら、維持管理との調和を図ることが重要となっています。

（３）地球環境問題の顕在化や安全・安心への意識の高まり

近年、地球規模での気候変動や異常気象、自然環境問題が深刻化しています。

わが国では、2016（平成 28）年に「地球温暖化対策計画」が策定され、緑の保全や水と緑のネットワーク形成の重要性が示されました。また、激甚化する豪雨災害が頻発している状況を受け、防災・減災機能などの緑が有する多様な機能を“グリーンインフラ”として積極的に用いるなど、地域が有する自然や地形など地域資源を有効に活用し、地域の豊かさを維持・向上させることが重要となっています。

（４）価値観の多様化やライフスタイルのさらなる変化

近年、ワークライフバランスや多様で柔軟な働き方の導入などの働き方改革により、市民のライフスタイルや価値観の多様化が進んでいます。一方で、これまでの計画では、経済成長や人口増加などを背景に緑の量的確保に重点を置いた公園緑地や街路樹の整備が進められてきました。しかし、画一的な公園施設や厳しい公園利用ルールが今もなお多く存在していることに加え、公園施設の老朽化や樹木の繁茂等に伴い、魅力の低下が顕在化しています。今後の緑には、これからの時代に対応した公共空間としての役割や機能向上、生活の質を高める魅力ある空間づくりが求められています。

第1章 緑の基本計画について

（５）ICT・AI技術の進展

I C T（情報通信技術）の進展とともに、様々な人がインターネットによって、多様なサービスを受けることができるようになりました。また、人の活動を支援するA I（人工知能）技術が急速に進展し、普及し始めています。

今後、これらの技術を活用した公共施設の品質管理や維持管理、利便性や安全性の向上が期待されています。

（６）多様な主体の連携による総合的なまちづくりの必要性

新たな時代にむけたまちづくりを進めるためには、従来型の行政が主体となった運営・管理では不十分です。そのため、新しい公共のかたちを模索し、多様な主体（市民、企業、N P O法人等）との連携を推進していかなければなりません。

そのため、既存の公共空間に、市民の知恵や民間の活力を積極的に取り入れ、限られた資源を有効に使うまちづくりの視点が必要です。

（７）持続可能な開発目標（SDG s）の達成にむけた取組

2015（平成 27）年の国連サミットにおいて「持続可能な開発のための 2030 アジェンダ」が採択され、2030（令和 12）年にむけた持続可能な開発目標（S D G s：Sustainable Development Goals）として、気候変動対策や自然環境の保全、住み続けられるまちづくり、パートナーシップの推進などの 17 の目標が設定されました。この 2030 アジェンダでは、持続可能な社会の実現を目指し、国や自治体、事業者等の各種計画の策定や改定においても S D G s 精神を反映し、進捗を管理する制度や手法の確立、多様な主体の連携による目標達成などが期待されています。

（８）法令の改訂

2015（平成 27）年には、国土形成計画に「人口減少・高齢化等に対応した持続可能な地域社会の形成」等といった課題への対応の一つとして、グリーンインフラの取組を推進することが盛り込まれ、2019（令和元）年 7 月には方向性を具体化した「グリーンインフラ推進戦略」が公表されました。

また、2017（平成 29）年には都市の緑における良好な景観や環境、にぎわいの創出等に対し、民間活力を活かしながら保全・活用を進めるため、都市緑地法の一部が改正されました。

本市の緑においても、多様化するライフスタイルや価値観の変化に対応しつつ、市民や事業者等の多様な主体との連携を推進しながら、都市公園の再生や活性化等の取組により、緑の多機能性を最大限引き出すことが求められています。